

認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る特例制度について

地方自治法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。

1 制度の概要について

所有する不動産の登記関係者の所在が知れないために、当該不動産の登記名義人を認可地縁団体とする所有権の移転登記等ができない認可地縁団体は、一定の条件を満たすことにより、地方自治法で定める特例制度を利用し、登記することが可能となりました。

2 手続きについて

- (1) 特例制度に該当する不動産を所有し、当該制度の利用を希望する認可地縁団体は、市長に対し「公告の申請」を行います。
- (2) 申請を受けた市長は、当該認可地縁団体が当該不動産の所有権の移転登記等を行うことについて、当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者から異議申出を受け付ける旨の公告を行います。
- (3) 公告に対し異議がなかった場合、移転登記等について登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長はその旨を証する情報を認可地縁団体に提供します。
- (4) 認可地縁団体は、登記所において、証する情報とともに必要書類を提出すると、移転登記等の申請をすることができます。

《申請要件（下記全ての要件を満たしていること）》

- 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 当該地縁団体によって、10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- 当該認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人となっていること。
- 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

《申請に必要な書類》

- ①公告申請書
- ②申請不動産の登記事項証明書
- ③保有資産目録又は保有予定資産目録
- ④申請者が代表者であることを証する書類

⑤地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる以下の事項を疎明するに足る資料
例) ・町内会が不動産を占有していることが記載されている業務報告書等

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

**※申請手続きの詳細については、まずは各区・総合支所まちづくり推進課へ
事前にご相談ください。**

【問合せ先】

○申請手続きの詳細については、

青葉区まちづくり推進課	2 2 5－7 2 1 1
宮城総合支所まちづくり推進課	3 9 2－2 1 1 1
宮城野区まちづくり推進課	2 9 1－2 1 1 1
若林区まちづくり推進課	2 8 2－1 1 1 1
太白区まちづくり推進課	2 4 7－1 1 1 1
秋保総合支所まちづくり推進課	3 9 9－2 1 1 1
泉区まちづくり推進課	3 7 2－3 1 1 1

○制度全般に関する詳細については、

市民局地域政策課	2 1 4－6 1 2 9
----------	---------------